○財務省令第二十五号

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四の二第二十八項」を「若しくは第三十七条の十一の三第七項」に改める。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十七条の六第十一項」を「第八十七条の六第十二項」に改め、同条第二項中「第七十条の二の二第二十三項」を「第七十条の二の二第二十五項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十八項」に改める。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに国税関係法令を実施するため、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「基づき地方公共団体情報システム機構が作成したもの」を「規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書」に改める。

第四条第一項中「含む。）又は」を「含む。）の規定の適用を受けようとする者及び」に、「規定により申請等」を「規定により同項に規定する申請等」に、「規定により国税の納付を行おう」を「規定の適用を受けよう」に改め、同条第三項中「）の」を「）の規定の適用を受けて同条第一項の」に、「により国税」を「の適用を受けて同項の規定により国税」に改める。

第五条第一項第一号中「使用に係る情報」を「利用の際」に、「いう」を「いい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る」に、「を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する」を「又は移動端末設備（同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた同法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。同号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子利用者証明（同法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。同号及び第八条第一項において同じ。）を行う」に改める。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三　電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行い、申請等を行うこと。

第八条第一項中「入力して」の下に「、これらを送信することにより、その」を加え、同項ただし書中「使用に係る情報」を「利用の際」に、「を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する」を「又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項又は国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により所得税を納付しようとする者は、その納付の際、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条の規定その他の源泉徴収に係る所得税に関する法令の規定（以下この項において「源泉徴収に係る所得税の納付手続に関する規定」という。）により国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に源泉徴収に係る所得税の納付手続に関する規定に規定する計算書を添付しなければならないこととされている場合には、当該計算書については、第五条第一項の規定により申請等を行わなければならない。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第三十七条の四の二第一項」を「第三十七条の四の五第一項」に、「第八十七条の六第八項前段」を「第八十七条の六第九項前段」に改める。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、「第八十七条の六第八項前段」を「第八十七条の六第九項前段」に改める部分は、同年五月一日から施行する。